

植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正案について寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

1 意見・情報の募集の実施状況

実施期間：平成 28 年 3 月 25 日から平成 28 年 4 月 23 日まで

提出意見：1 通（3 件）

2 御意見及びそれに対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>今回意見公募の対象となっている検疫有害動植物、輸入の禁止の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物、検疫措置等の見直しはいずれもペストリスクアナリシスに基づき行うものとされており、ペストリスクアナリシスが適切に行われている限りにおいてこれに従うことは適切と考える。また、今回の見直しにより検疫対象有害動植物指定の一層の精緻化、輸出国における検疫措置要求の高度化等が図られることは意義あることと考える。</p> <p>これを機会に検疫体制を再整理し、輸出国における栽培地検査、輸出国における検疫措置要求、輸入時の検査及び輸入後の隔離検査を一貫した流れとする総合的、重層的な検疫体制として整備・確立を図ることを期待する。</p>	<p>ペストリスクアナリシス（病害虫リスク分析）については、「国際植物防疫条約」（IPPC）に基づき策定された「植物検疫措置に関する国際基準」（ISPM）において、その実施の具体的な手順が定められており、今回の見直しに当たっても、当該手順に即して、ペストリスクアナリシスを適切に実施したと考えています。</p> <p>御指摘のとおり、今回の見直しにより、植物検疫措置がより精緻化・高度化されたと考えていますが、今後とも、海外病害虫の発生等に関する情報の収集、分析等を通じて、定期的なペストリスクアナリシスを実施し、その結果に基づいて適切に見直しを図ってまいりたいと考えています。</p> <p>その際、御指摘にありました総合的な検疫体制の整備・確立についても検討してまいりたいと考えています。</p>

2	<p>輸出国における検疫措置対象が拡大することは意義あることである。しかしながら、これらの措置が確実に行われることを担保する体制があって始めてその効果を発揮するものである。たとえば植物防疫官の派遣による現地調査の実施などの担保措置の充実を要望したい。</p>	<p>輸出国における検疫措置が確実に行われることを担保するため、現在、当該検疫措置の対象植物について、輸入時にモニタリング調査を実施しているところ。このモニタリング調査の実施に当たっては、国際的に利用されている遺伝子診断等の手法を採用しているところ。また、こうした調査の結果、検疫措置への不適合事例が確認された場合には日本側から輸出国に対して改善要請を行うとともに、どのような改善要請を講じたかについて報告を求めているところ。現時点では、こうしたモニタリング調査が一定の効果を上げていると考えていますが、今後とも輸出国における検疫措置が確実に行われることを担保するため、担保措置の充実を検討してまいりたいと考えています。</p>
3	<p>今回非検疫有害動植物とされるものについては検疫有害動植物から除外されるわけであるが、その加害性等が消滅するものではないことに鑑み、必要に応じ国内防除対策の充実、輸入農産物の損耗防止対策などの措置をとられることを要望したい。</p>	<p>御指摘のとおり、非検疫有害動植物とされた病害虫であっても国内の農作物を加害する可能性があることから、国内での発生状況等に応じて、都道府県とも協力して適時適切な国内防除対策を講じてまいりたいと考えています。非検疫有害動植物の付着による輸入農産物の損耗防止対策については、輸入後の消毒等の措置が効果的であることから、検査荷口から発見される有害動植物の同定結果が有効な情報となり得ます。このことから、従前のとおり、輸入関係者に対しては明解な検査結果の告知に努め、荷主の商品管理に寄与してまいりたいと考えています。なお、非検疫有害動植物とされた病害虫について、万が一これまで知られていない新たな被害が確認されるなどのリスクが生じた場合には、再度ペストリスクアナリシスを行い、検疫措置の見直しを検討することとしています。</p>